

公立大学法人奈良県立大学教育研究審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学定款（以下「定款」という。）第21条に規定する教育研究審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育研究審議会は、定款第21条第2項に掲げる委員をもって構成する。

(審議事項)

第3条 教育研究審議会は、定款第23条に掲げる事項を審議する。

(招集及び議決)

第4条 教育研究審議会は定款第22条第1項及び第2項の規定に基づき学長が招集する。

2 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

3 議長は、教育研究審議会を主宰する。

4 議長に事故があるときは、副学長を置くときは副学長、副学長を置かないときは地域創造学部長がその職務を代理する。

5 教育研究審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、緊急事態等、議長が必要と認める場合は、持ち回り審議することによって会議を開かずに審議することができる。

6 教育研究審議会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款第23条第7号に掲げる事項及び議長が特に重要と認める事項については、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者の教育研究審議会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により教育研究審議会に出席した者は、教育研究審議会の議決に加わることはできない。

(議事録)

第6条 議長は、教育研究審議会の議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。